

# 山梨県公報

第四百七十四号

令和六年

五月二十七日

月 曜 日

## 目 次

○一般競争入札について……………	一八九
○土地改良区役員の退任及び就任(八件)……………	一九一
○県営土地改良事業の工事の完了……………	二〇一
○土地改良区役員の退任及び就任……………	二〇一
選挙管理委員会……………	二〇二
○政治団体の名称等の届出……………	二〇二
○山梨県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の 要旨の公表の一部訂正……………	二〇四
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除……………	二〇四

## 公 告

●一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年五月二十七日

山梨県産業技術センター

所 長 雨 宮 俊 彦

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県産業技術センター富士技術支援センターにおけるイノベーション

支援棟(仮称)の建設に伴う試験研究関連機器設備の移設業務

(二) 数量 一式

山梨県公報 第四百七十四号 令和六年五月二十七日

- 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。
  - 履行期間 契約締結日から令和七年三月二十八日まで
  - 履行場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号
  - 事務を担当する所属 山梨県産業政策部産業技術センター
  - 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
  - 次のいずれにも該当しない者であること。
    - 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
    - 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
    - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)
    - 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
    - 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
  - 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
  - 令和六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和六年山梨県告示第五十八号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種(役務)に係る登録を受けている者であること。
  - 移設した試験研究関連機器設備を間違いなく復旧できる者であること。
  - その他入札説明書に定める要件を満たすこと。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和六年六月十日（月）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

#### 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和六年六月十日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇三―〇〇〇四山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号山梨県産業技術センター富士技術支援センター（電話〇五五五―二二二―二一〇〇）

#### 2 入札説明書の交付方法

- (一) この公告の日から令和六年六月十日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―に掲げる場所において直接交付する。
- (二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和六年六月四日（火）午後五時までに五―に掲げる場所に電話連絡すること。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年七月十日（水）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号山梨県産業技術センター富士技術支援センター

- 5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五―に掲げる場所へ令和六年七月九日（火）午後五時までに到着するように提出すること。

- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていなく。

- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語

- (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 契約締結日 入札の日から七日以内

- 5 違約金の有無 有

- 6 前払金の有無 無

- 7 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問合せ先 山梨県産業技術センター富士技術支援センター（電話〇五五五―二二二―二一〇〇）

#### ※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: Relocation of Test & Research Equipments for Innovation Support

Building (tentative name) of Fuji Industrial

Technology Support Center 1 set

- 2 Date and time for tender: 1:30PM July 10, 2024

- 3 Bureau in charge: Yamanaishi Industrial Technology Center, Fuji Industrial Technology Support Center 6-16-2 Shimoyoshida Fujiyoshida Yamanaishi



二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
米山康	内田秀樹	石井秋男	福嶋一郎	井上絹子	中澤豊一	内藤久夫	澤登義之	清水久司	久保田松幸	金丸一元	氏名	
南アルプス市有野千百十六番地	南アルプス市曲輪田新田二百三十八番地二	南アルプス市神山町鍋山千七百五十九番地	甲斐市万才九百九十八番地二	南アルプス市清水二百九十一番地	南アルプス市小笠原四百五十五番地	南アルプス市水神一丁目三番一号	南アルプス市十五所四百二十七番地	南アルプス市百々三千百十六番地	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地	南アルプス市小笠原三百七十六番地	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和六年四月二十二日	就任年月日	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市川孝嗣	荻野敏	保坂立之	功刀昭文	望月保	深澤文男	深澤昭仁	横内晁	大久保信幸	市川孝嗣	荻野敏	保坂立之
南アルプス市上八田六百六十八番地	南アルプス市寺部二千六十六番地	南アルプス市曲輪田二千六百六十六番地	南アルプス市上今井六百四十七番地	南アルプス市鏡中條七百十四番地	南アルプス市落合八百七十一番地	南アルプス市落合二千三十三番地	南アルプス市旭町上條北割千二百八十二番地	南アルプス市曲輪田新田十八番地	南アルプス市上八田六百六十八番地	南アルプス市寺部二千六十六番地	南アルプス市曲輪田二千六百六十六番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和六年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
三枝和雄	手塚政廣	市川孝嗣	土屋正廣	中澤茂	中沢達也	佐野正高	中澤豊一	名取健二	久保田松幸	金丸一元	氏名	
南アルプス市曲輪田二千八百三十九番地一	南アルプス市西野百三番地	南アルプス市上八田六百六十八番地	南アルプス市百々五百八十五番地	南アルプス市在家塚千八百四十四番地	南アルプス市飯野千六百四十四番地二	南アルプス市飯野新田千三十四番地	南アルプス市小笠原四百五十五番地	南アルプス市吉田四百二十六番地	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地	南アルプス市小笠原三百七十六番地	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和六年三月三十一日	退任年月日	

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
依田清登	荻野敏	原田順治	櫻本等	深澤正史	深澤学	遠藤寛	土屋壽雄	小池正夫	浅川金藏	相原満	長沼徳雄	石川正昭
南アルプス市落合千七十七番地	南アルプス市寺部二千六十六番地	南アルプス市山寺二百十九番地	南アルプス市有野千六十一番地	南アルプス市落合千二百三十五番地	南アルプス市湯沢八百五十番地	南アルプス市寺部千五百五十四番地九	南アルプス市鏡中條五百六十二番地	南アルプス市十日市場二千十三番地	南アルプス市沢登百九十六番地	南アルプス市桃園七百七十五番地	南アルプス市下市之瀬九十番地	南アルプス市上宮地三千二百十三番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
市川孝嗣	秋山庄吾	中込昭徳	河西保	米山康	井上絹子	中澤豊一	澤登義之	久保田松幸	金丸一元	氏名	住所
南アルプス市上八田六百六十八番地	南アルプス市百々三千二十二番地	南アルプス市在家塚二百二十番地	南アルプス市飯野二千七十二番地	南アルプス市有野千百十六番地	南アルプス市清水二百九十一番地	南アルプス市小笠原四百五十五番地	南アルプス市十五所四百二十七番地	南アルプス市上今諏訪四百三十七番地	南アルプス市小笠原三百七十六番地	令和六年四月一日	就任年月日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

六

監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大久保信幸	下倉利彦	深澤文男	荻野敏	小池正夫	望月保	功刀昭文	米山文雄	佐久間一輝	野田祥司	保坂立之	小野好一
南アルプス市曲輪田新田十八番	南アルプス市塚原千六百九十七番地	南アルプス市落合八百七十一番地	南アルプス市寺部二千六十六番地	南アルプス市十日市場二千十三番地	南アルプス市鏡中條七百十四番地	南アルプス市上今井六百四十七番地	南アルプス市桃園九百四十九番地三	南アルプス市小笠原千八百四十九番地	南アルプス市上宮地八百六十八番地	南アルプス市曲輪田二千六百六十六番地	南アルプス市西野百九十三番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	
大木守雄	南アルプス市上宮地五百九十六番地	同		地
齊藤勝人	南アルプス市寺部千三百四十五番地	同		
深澤昭仁	南アルプス市落合二千三十三番地	同		
笹本秀樹	南アルプス市六科千五百二十一番地	同		

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和六年五月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	新開信夫	甲斐市志田二百三十一番地三	令和六年三月三十一日
同	小林令二	甲斐市志田八十二番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	川村慎	甲斐市志田五百四十二番地	令和六年四月一日

同	川村清高	甲斐市志田二十八番地	同
---	------	------------	---

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、相川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和六年五月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	山村忠弘	甲府市岩窪町六十九番地一	令和六年三月三十日
同	中澤千尋	甲府市塚原町七百十三番地	同
同	保坂幸延	甲府市古府中町四千九百七十七番地一	同
同	戸澤光男	甲府市屋形一丁目一番二十四号	同
監事	数野武明	甲府市大手二丁目四番六十六号	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	中澤千尋	甲府市塚原町七百十三番地	令和六年三月三十一日
同	戸澤光男	甲府市屋形一丁目一番二十四号	同
同	数野武明	甲府市大手二丁目四番六十六号	同
同	保坂由記子	甲府市古府中町二千七百九十四	同

監事	山村忠弘	番地
	甲府市岩窪町六十九番地一	
	同	

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、朝穂  
 堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和六年五月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	篠原弘三	北杜市明野町上手九千八百八十二番地	令和六年三月三十一日
同	輿水幸人	北杜市明野町浅尾千五十四番地四	同
同	横内守夫	韮崎市穂坂町宮久保六千九百九十番地	同
同	入戸野孝	北杜市明野町浅尾七百五十五番地	同
同	長田守	北杜市明野町浅尾新田三千九百九十三番地	同
同	幡野昌悟	北杜市明野町浅尾新田四千百一 番地五	同
同	大柴政敏	北杜市明野町上手九千九百三十 九番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	横森優	韮崎市穂坂町三ツ澤二千六百六十三番地	同
同	横森建夫	韮崎市穂坂町三ツ澤二千九百二十三番地	同
同	山本拓夫	韮崎市穂坂町三ツ澤二千四百二十三番地	同
同	向山顕	一 韮崎市穂坂町宮久保三百一番地	同
同	曾雌孝義	番地 韮崎市穂坂町三之蔵五千四十八番地	同
同	櫻井純生	北杜市明野町浅尾千六番地	同
同	山下眞澄	韮崎市穂坂町宮久保五千三百四十六番地	同
同	清水章弘	北杜市明野町浅尾二千二十五番地	同
理事	篠原眞清	北杜市明野町浅尾六百九十三番地	令和六年四月一日
同	輿水幸人	北杜市明野町浅尾千五十四番地四	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
遠藤正	名取富央	横森昌広	近藤友文	横森良司	小林吉正	曾雌政彦	大柴正人	五味操	小野弘	長田充	
北杜市明野町浅尾新田五百四番地	斐崎市穂坂町三之蔵五千二百二十八番地	斐崎市穂坂町三ツ澤二千六百十二番地	斐崎市穂坂町三ツ澤二千二百四十番地	斐崎市穂坂町宮久保六千九十八番地	斐崎市穂坂町宮久保二百九十二番地	斐崎市穂坂町三之蔵五千三百二十四番地	北杜市明野町上手九千九百五番地	北杜市明野町上手九千八百四十番地	北杜市明野町浅尾新田四千二十六番地	北杜市明野町浅尾新田三千六百四十四番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同
清水政徳	横森伸司
北杜市明野町上手八千二百九十番地一	斐崎市穂坂町宮久保四千二百八十三番地二
同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、徳島  
 堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和六年五月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	深澤文則	斐崎市内野町入戸野七百八十七番地二	令和六年三月三十一日
同	藤原芳洋	斐崎市清哲町青木二千八百六十四番地一	同
同	小澤和秋	斐崎市清哲町樋口六百六十一番地	同
同	齊藤忠文	斐崎市神山町鍋山三百四十三番地六	同
同	相吉文雄	斐崎市旭町上條北割二千百三十五番地	同
同	矢崎六彦	斐崎市旭町上條北割二千九百五十三番地	同



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内田秀樹	岡田清弘	市川和郎	米山盛允	清水久司	中澤幸雄	笹本秀樹	清水一臣	堀内寛	山主忠利	矢崎六彦	
南アルプス市曲輪田新田二百三十八番地二	南アルプス市在家塚千七百七十八番地一	南アルプス市飯野三千百六十三番地	南アルプス市飯野二千八十一番地	南アルプス市百々三千百十六番地	南アルプス市百々千三百三十番地	南アルプス市六科千五百二十一番地	南アルプス市大草町下條西割六百五十五番地	南アルプス市旭町上條南割二千九百四十九番地	南アルプス市旭町上條中割千七百十七番地	南アルプス市旭町上條北割二千九百五十三番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同
川村正雄	小林昭	横内晁	若尾博	大木守雄
南アルプス市有野六百六十一番地	南アルプス市神山町鍋山二千三十八番地一	南アルプス市旭町上條北割千二百八十二番地	南アルプス市塩山赤尾五百九十三番地七	南アルプス市上宮地五百九十六番地
同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の変更及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、檜山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和六年五月二十七日

一 退任  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	大柴英雄	北杜市高根町清里二千百九十一番地	令和六年三月三十一日

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	利根川貴司	北杜市高根町清里二千百六十一番地	令和六年四月一日

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、御勅  
 使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和六年五月二十七日

一 退任

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	清水忠広	南アルプス市有野千二百一 番地	令和六年三月三十一日
同	浅利武仁	南アルプス市飯野新田千六十 八番地	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地 一	同
同	仲川芳治	南アルプス市飯野新田六百四 番地	同
同	有野俊光	南アルプス市有野千二百九十 七番地一	同
同	佐々木公夫	南アルプス市築山二百二十七 番地	同
同	米山英直	南アルプス市飯野新田六百九 十四番地	同
同	志村道徳	南アルプス市有野九百五十五 番地	同

二 就任

同	井上中	南アルプス市有野二千五百五 十六番地三	同
監事	望月一夫	南アルプス市飯野新田七百五 十九番地	同
同	川村正雄	南アルプス市有野六百六十二 番地	同
同	斎藤孝	南アルプス市有野三千八百二 十五番地	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	有野俊光	南アルプス市有野千二百九十 七番地一	令和六年四月一日
同	仲川芳治	南アルプス市飯野新田六百四 番地	同
同	飯田裕彦	南アルプス市築山二百七番地 一	同
同	米山英直	南アルプス市飯野新田六百九 十四番地	同
同	志村道徳	南アルプス市有野九百五十五 番地	同
同	飯田肇	南アルプス市飯野新田四百二 十番地	同

同	飯野登喜夫	南アルプス市飯野新田千九十六番地	同
同	伊藤幹雄	南アルプス市有野三千二十一番地	同
同	柳原久	南アルプス市有野二千四百八十三番地一	同
監事	深澤辰志	南アルプス市有野二千八百五十四番地一	同
同	飯田照男	南アルプス市飯野新田九百三十二番地	同
同	斎藤孝	南アルプス市有野三千八百二十五番地	同

● 県営土地改良事業の工事の完了  
 県営土地改良事業（新井地区農村災害対策整備事業）の工事は、令和六年一月三十一日をもって完了した。

令和六年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、二ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和六年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
-----	----	----	-------

二 就任

理事長	堀野育男	都留市小形山千六百四十二番地	令和六年四月二十七日
役員名	氏名	住所	就任年月日
同	山本一	都留市小形山千八百四十三番地一	同
同	平井政司	都留市小形山六百四十九番地	同
監事	平井幸造	都留市小形山六百三十八番地	同
同	板倉立行	都留市川茂四十二番地	同
同	板倉保秋	都留市川茂四十三番地	同
同	市川克浩	都留市大原百八十五番地二	同
同	堀内幸四郎	都留市小形山六百九十一番地	同
同	日向義行	都留市小形山千八百十一番地	同
同	佐藤保成	都留市小形山千七百三十二番地	同
理事	佐藤哲彦	都留市小形山千七百五十六番地	同
副理事長	佐藤勝巳	都留市川茂六百二十番地一	同
理事長	山本盛夫	都留市川茂九百六番地	令和六年四月二十六日

副理事長	小俣光秀	都留市古川渡五百八番地	同
理事	平井敬雄	都留市小形山六百九十八番地	同
同	佐藤保次	都留市川茂八百八十四番地	同
同	清水浩義	都留市小形山千八百番地	同
同	平井聡	都留市小形山六百四十二番地 一	同
同	平井利康	都留市小形山四百六十一番地	同
同	志村弘一	都留市川茂百二十七番地	同
同	平井聡明	都留市川茂九十六番地	同
監事	小俣七孝	都留市小形山五百六十三番地 二	同
同	日向哲男	都留市小形山千八百八番地	同
同	小山信一	都留市小形山千六百二十三番地 地六	同

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和六年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
早川の明日を拓く会	望月 健市	望月 弘	南巨摩郡早川町千須和三九二―七三	令和六年四月十六日	令和六年四月十六日
丸一せんご後援会	若尾 幸一	若尾 幸一	甲州市塩山上於曾一四一―六	令和六年五月一日	令和六年五月一日
依田なつきを応援する会 の会	由井 英子	五味 武彦	甲斐市長塚一七五―二	令和六年五月十四日	令和六年五月十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	自由民主党豊富支部	福田 清美	石原 正樹	中央市大鳥居三〇―一八	令和六年三月二十八日	令和六年四月十二日
新	自由民主党山梨県総支部連合会	石原 宏	植村 貴幸	中央市浅利二九七〇	令和六年三月二十六日	令和六年四月十九日
旧	自由民主党竜王支部		川上 章		令和六年四月二十日	令和六年四月十五日
新	自由民主党御坂支部		棚橋 純一		令和六年五月八日	令和六年五月十日
旧	自由民主党御坂支部		清水 正二		令和六年五月八日	令和六年五月十日
新	自由民主党御坂支部		網倉 幹哉		令和六年五月八日	令和六年五月十日
旧	明るい民主県政をつくる会		矢野 幸人		令和六年四月一日	令和六年四月十日
新	明るい民主県政をつくる会		石原 剛	甲府市上今井町一四一―四―二	令和六年四月一日	令和六年四月十日
旧	相馬力後援会	井上 正巳	清水 豊	甲府市德行四―三―一七	令和六年三月一日	令和六年四月十日
新	相馬力後援会	渥美 伸一	伏見 勉		令和六年三月一日	令和六年四月十日
旧	山梨県改革協議会		川上 章		令和六年三月二十六日	令和六年四月十九日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日

櫻井をさみ後援会	櫻井格光	渡辺 実	南都留郡忍野村内野一八〇一	令和五年十二月二十八日	令和六年四月十日
----------	------	------	---------------	-------------	----------

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
吉松大樹	市議会議員	大樹会	南アルプス市百々二〇〇七一一 ビューハイツC一二〇二二	吉松大樹	令和六年五月七日	令和六年五月七日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	櫻本広樹	市長	桜本ひろき後援会			令和四年十二月一日	令和六年二月二十日
旧		県議会議員	会				令和六年二月二十日

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者中村正仁の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（令和六年三月十四日山梨県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のとおり訂正する。

令和六年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

候補者中村正仁第一回分 収入 主たる寄附欄中、  
 「中村まさひと盛上会 政治団体 1,500,000円」を  
 「中村まさひと盛上会 政治団体 1,400,000円」に改め、  
 「自由民主党山梨県第二選挙区支部 政党 100,000円」を加える。

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を解除した旨の報告があった。

令和六年五月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

名称	所在地
甲州市恩賜林記念館	甲州市塩山上於曾一〇九三番地